

「捨てればごみ、分ければ資源」

みんなで考えよう シリーズ3

ごみ処理の現状

市では、長年使用してきたごみ焼却施設に替わる、新ごみ焼却施設建設の検討をすすめています。

ごみの発生抑制や処理については、市民の皆さまのご理解とご協力が必要であり、ごみ処理事業に関する情報をシリーズで提供しています。

今回は、ごみ焼却施設周辺の環境を保全するための対策や環境測定などについてお知らせします。

問合先 生活環境課 ☎35-3138

毎日発生するごみは、ごみ処理施設に持ち込まれて処理を行います。ごみ処理施設の稼働は、施設の近隣住民の皆さまのご理解とご協力により成り立っています。

ごみ処理施設は、市内の家庭や事業所から排出されるごみを焼却したり、資源として分別処理し再生利用を図るなど、生活環境を衛生的に保つ重要な役割を担っています。

ごみ処理事業は、市民の皆さまによるごみ出しルールの順守、分別の徹底、減量化への取り組みにご協力をいただいています。が、何よりも、ごみ収集車が頻繁に通行し、煙突を間近で見ている施設周辺にお住いの皆さまのご理解がなければ、ごみ処理施設の運営は成り立ちません。

施設周辺地域の皆さまに安心して暮らしていただくため、ごみ処理施設では、有害物質の発生を抑えるとともに、周辺環境に影響を及ぼしていないか専門家による測定を継続して行っています。

今回は、施設におけるダイオキシン類などの有害物質の発生抑制対策や周辺環境測定

定についてお知らせします。

◆発生抑制対策

排ガス対策について

ごみ処理施設には、煙や臭いの発生源であるイメージがありました。が、現施設では公害発生防止対策を徹底しており、ダイオキシン類などの有害物質は、そのほとんどがバグフィルターなどの排ガス処理設備で取り除くことができますようになっています。

ダイオキシン類対策

ダイオキシン類の発生を抑えるためには、次の3つがポイントになります。

①高温による完全燃焼

ダイオキシン類を分解する850℃以上の高温でごみを完全燃焼します。



ダイオキシン類とは

ダイオキシン類は、主に「ものが燃やされる過程で自然に生成されてしまうもの」であり、ごみなどの焼却のほか、自動車の排気ガス、たばこの煙、山火事、火山活動などさまざまな発生源があります。国内では「ダイオキシン類対策特別措置法」(H12)施行後、廃棄物処理施設などからの排出量が大幅に減少しています。

